

改正

平成19年12月27日条例第44号

平成26年12月26日条例第42号

平成30年6月22日条例第24号

令和2年3月31日条例第15号

令和6年9月30日条例第31号

大田原市企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、市への優良企業の誘致及び市内立地企業の振興を推進するため、必要な優遇措置を講ずることにより、地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工業団地 野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地及び品川台工業団地をいう。
- (2) 農工団地 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区のうち古久根前団地、高蕨団地、五輪平団地及び大野室団地をいう。
- (3) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
- (4) 工場適地 用途地域のうち工業専用地域、工業地域及び準工業地域又は市長が特に認めた地域をいう。
- (5) 企業 物品の製造、加工、修理及び研究開発並びにサービスの提供を主たる目的とする法人をいう。
- (6) 事業所 企業がその事業活動のために設置する施設をいう。

(優遇措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、土地又は建物を取得し、若しくは賃借して事業所を新設し、又は増設する企業に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金

(2) ホテル等立地奨励金

- 2 前項各号に掲げる奨励金の交付要件、交付期間及び額は、別表のとおりとする。ただし、奨励金の額は、1会計年度につき5,000万円を上限とする。

(指定申請等)

第4条 前条の優遇措置を受けようとする者は、市長に対し、奨励金交付対象指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、適当と認めるときは、指定事業者として指定するものとする。この場合において、指定は1企業につき1回限りとする。

- 3 市長は、前項の指定に際し、必要な条件を付することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 指定事業者は、この条例に基づく権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告、立入調査等)

第6条 市長は、指定事業者への奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、報告及び資料の提出を求め、当該事業所その他関係施設に立入調査をすることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 事業を休止若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態になったとき。
- (2) 事業の縮小により第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 市税、使用料その他の公課を現に滞納しているとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(交付申請等)

第8条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長に対し、奨励金の交付申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、適当と認めるときは、奨励金の交付を行うものとする。

(地位の承継)

第9条 指定事業者に異動が生じた場合、その権利及び義務を承継する者は、市長に承継の承認を

申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、適当と認めるときは、承認するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日条例第44号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条の規定は、平成26年11月25日から適用する。

附 則 (平成30年6月22日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田原市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励金交付対象指定事業者として指定する事業者について適用し、施行日前に奨励金交付対象指定事業者として指定した事業者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年9月30日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田原市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励金交付対象指定事業者として指定する企業について適用し、施行日前に奨励金交付対象指定事業者として指定した企業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	交付の要件	交付の期間及び額
企業等立地 奨励金	次の各号の全てに該当すること。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る事業を除き、市長が認める企業であること。 (2) 工業団地、農工団地又は工場適地に5,000㎡以上の土地を新たに取得又は賃借していること。 (3) 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000㎡以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。 (4) 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。 (5) 常時雇用している従業員が10人以上であること。	事業を開始した年の翌年度(翌年度に事業所の新設に係る固定資産税が賦課されない場合は、翌々年度)から5年間に限り、毎年度交付するものとする。 奨励金の額は、事業所の新設に係る固定資産税相当額の5分の4以内の金額とする。
ホテル等立 地奨励金	次の各号の全てに該当すること。 (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る企業であること。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。 (3) 次に掲げる要件を満たす旅館・ホテル(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。)を新設し、又は増設していること。 ア 新設 用途地域内又は市長が特に必要と認める地域に土地を新たに取得し、又は賃借して新築したもので	事業を開始した年の翌年度(翌年度に事業所の新設又は増設に係る固定資産税が賦課されない場合は、翌々年度)から5年間に限り、毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設又は増設に係る固定資産税相当額の5分の4以内の金額とする(増設の場合の固定資産税相当額は、土地にあっては、増設のために新たに取得した土地、家屋にあっては、増設した部分、償却資

	あって、客室が30室以上であること。 イ 増設 市内で10年以上旅館・ホテル営業をしている企業であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。 (4) 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。 (5) 常時雇用している従業員が5人以上であること。	産にあつては、増設した年度と同一年度において、増設に伴い取得したものに係るものとする。) 。
--	---	--

備考 奨励金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。